別記　第２号様式

建物等の概要

所　　　　在	千葉市若葉区大宮台七丁目３１７９番地１８	千葉市若葉区大宮台七丁目３１７９番地１８
家　屋　番　号	３１７９番１８の１	３１７９番１８の２
種　　　　類	宿舎	宿舎
構　　　　造	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床　　面　　積	１階　　　１３１．８０㎡ ２階　　　１３１．８０㎡ ３階　　　１３１．８０㎡ 延床面積　３９５．４０㎡	１階　　　１３１．８０㎡ ２階　　　１３１．８０㎡ ３階　　　１３１．８０㎡ 延床面積　３９５．４０㎡
建　築　時　期	昭和４４年3月２０日　新築	昭和４４年3月２０日　新築
間　　取　　り	３１７９番１８の１ １戸の部屋数 和室４帖、和室６帖、押入（２）、浴室、台所、便所、玄関 １階、２階、３階　同型 １フロア４戸形式 全１２戸	３１７９番１８の２ １戸の部屋数 和室４帖、和室６帖、押入（２）、浴室、台所、便所、玄関 １階、２階、３階　同型 １フロア４戸形式 全１２戸
附　属　建　物	なし	なし
その他の特記事項	・本物件は、主たる建物２棟、また外周の障壁並びに樹木等の工作物及び建物に付帯する諸設備等付きの物件である。 ・調査を実施したわけではないため、アスベスト含有建材等の使用については否定できない。 ・ＰＣＢについては、令和５年度資産経営課現地調査により、使用していないことを確認した。 ・本物件については、耐震診断は実施していない。 ・本物件には、浴槽、湯沸かし器、照明器具、棚等が多数残置されている。 ・本物件は新築より長期間が経過しており、また、令和元年５月から未利用となっており、建物及び諸設備の劣化が著しいため、使用する場合は大規模な修繕等が必要となる場合がある。 ・本物件については、建築時の設計図書等に基づき記載しているため、現況とは異なる可能性がある。 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先する。	

	・解体撤去をする場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。
	・建物内の備品等も、買受人の負担で適正に処理すること。特に、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適切な処理を行うこと。
	・本物件に含まれる建物・工作物及び建物に付帯する諸設備が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備安全確保については、自らの負担において行うこと。